

要 望 書

(平成 29 年度県予算並びに施策に関する要望)

広 島 県 市 長 会

広 島 県 町 村 会

要 望

県内 23 市町においては、住民に最も身近な基礎自治体として、安全・安心で、活力と魅力あふれる地域づくりに全力で取り組んでいます。

しかしながら、人口減少や少子高齢化への対応、災害から住民の生命・財産を守るための防災・減災対策、地域医療体制の確保など、単独の市町では解決できない喫緊かつ重要な諸課題が多く存在しています。

こうした課題を克服し、地方創生を実現するためには、国・県・市町の一層の連携のもと、各地域の特色を生かして取り組むことが重要であります。

つきましては、平成 29 年度予算編成にあたっては、市町を取り巻く状況をご賢察いただき、特に県との連携・協力が不可欠な次の事項について格別の御配慮を賜りますよう強く要望します。

平成 28 年 10 月 25 日

広島県市長会

会長 松 井 一 實

広島県町村会

会長 吉 田 隆 行

目 次

重点要望事項	1
一般要望事項（広島県市長会）	3
一般要望事項（広島県町村会）	12

重点要望事項

1 防災・減災対策について

災害から住民の生命、財産を守り、安全・安心なまちづくりを実現するため、次の防災・減災対策を総合的かつ積極的に推進すること。

- ① 砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、治山事業、ため池整備事業及び高潮対策事業等のハード対策を積極的に推進すること。
- ② 土砂災害防止法に基づく基礎調査（平成 30 年度未完了）及び警戒区域等の指定（平成 31 年度未完了）について、完了目標の達成に向け着実に実施すること。
- ③ 公共建築物等の耐震化を推進するため、緊急防災・減災事業債について、平成 29 年度以降も制度を延長するなど、確実な財政措置を講じるよう、国に強く働きかけること。
- ④ 水道施設の耐震化等を推進するため、生活基盤施設耐震化等交付金の対象範囲を拡充するよう、国に強く働きかけること。

2 地域医療体制の維持・確保について

開業医の高齢化・後継者不足による廃院、地域の中核病院や救急医療を担う医師不足などにより地域医療体制の維持・確保が困難な状況になっている。

このため、医師・看護師等の不足や地域間・診療科間の偏在を踏まえ、地域を支える医師・看護師等の絶対数の確保と適正配置がなされるよう、地域の現状に即した即効性のある対策を早急に講じること。

3 子どもの医療費について

子育て支援を充実強化する観点から、次の対策を積極的に取り組むこと。

- ① 乳幼児医療費公費負担事業について、所得制限の緩和や助成対象年齢の引上げ等により制度の拡充を図ること。また、子どもの医療費助成制度は、国の責任において早期に制度化するよう、国に強く働きかけること。

② ひとり親家庭等医療費助成について、所得制限を所得税非課税から児童扶養手当の所得制限額まで、緩和すること。

4 国民健康保険の都道府県単位化に伴う国による財政支援措置について

平成 27 年 1 月に社会保障制度改革推進本部において決定された、平成 29 年度からの国民健康保険への約 3,400 億円（うち 1,700 億円は平成 27 年度措置済み）の財政支援の拡充については、今回の国保改革の大前提であることから、消費税増税の再延期にかかわらず、国の責任において必ず措置するよう、国に強く働きかけること。

5 生活困窮者支援制度の広域的な取組について

生活困窮者支援制度における、「自立相談支援事業」や「就労準備支援事業」について、必要な人材や事業所の確保が困難な場合があることから、県主導のもと、広域的な取組ができるよう支援すること。

6 地方消費者行政の推進について

住民の相談内容が多様化する中で、今後とも法律無料相談等の消費生活相談体制を安定的に確保するため、地方消費者行政推進交付金の活用期間を撤廃し、財政支援を継続するよう、国に強く働きかけること。

7 ひろしまの森づくり事業の推進について

森林を住民共有の財産として守り育て、次の世代に引き継ぐため、「ひろしまの森づくり県民税」を財源とする「ひろしまの森づくり事業」を、平成 29 年度以降も継続すること。

8 県立高等学校の在り方について

人口減少が著しい中山間地域や島嶼部での人材育成において、大きな役割を果たしている県立高等学校が今後も存続できるよう、地域の実態を踏まえ柔軟に対応すること。また、生徒の全国公募にあたっては、生徒の受入体制の整備など、引き続き教育内容・教育環境の充実を図ること。

一般要望事項（広島県市長会）

- 1 地域交通対策の推進について 3
- 2 保健福祉行政の充実強化について 4
- 3 生活環境の整備促進について 6
- 4 教育行政の充実強化について 7
- 5 道路等の整備促進について 8
- 6 防災対策の推進について 9
- 7 地域産業・経済の振興について 11

1 地域交通対策の推進について

地域住民の生活を支える交通体系を維持・確保するため、下記の事項について措置されるよう要望する。

記

- 1 地域住民の生活に必要不可欠であり、最も身近な交通機関である地方バス路線、コミュニティバス路線等に対し、安定的に維持できるよう、恒久的な支援措置を講じること。
- 2 島嶼部住民の生活に欠くことのできない交通手段である生活航路の安定的な維持・確保に向けて、航路の実情に応じた一層の積極的かつ恒常的な支援策を講じること。

2 保健福祉行政の充実強化について

保健福祉行政の一層の充実を図るため、下記の事項について措置されるよう要望する。

記

- 1 子どもの健康・命を守り、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じること。
 - (1) 子どもの医療費助成制度については、社会保障制度の一環として全国一律に実施されるべきものであることから、国の責任において制度化するよう、強く働きかけること。
 - (2) 乳幼児医療費公費負担事業について、所得制限の緩和や助成対象年齢の引上げ等により制度の拡充を図ること。

- 2 精神障害者の福祉の向上を図る観点から、身体障害者、知的障害者と同様に、精神障害者を重度心身障害者医療費助成の対象者とすること。

また、65歳から74歳の本制度対象者（療育手帳^⑤所持者を除く）については、後期高齢者医療制度への加入が任意であるにもかかわらず、県補助金の算定上、これに加入しているものとして、医療費の一律1割相当額が補助基本額に算入されることになっている。このため、これを加入する医療保険の自己負担割合に応じた算出方法に改めること。

- 3 ひとり親家庭等に対する医療費の助成については、ひとり親家庭等の経済状況等を考慮し、所得制限額を所得税非課税から児童扶養手当の所得制限額まで、緩和すること。

また、現行の所得税額による判定方法では、税制改正の都度、所得控除額等が変更されることにより、実務的に煩雑になっているこ

とから、所得制限額については、所得税額から所得額に改めること。

- 4 医師不足や医師の地域偏在・診療科偏在を早期に是正し、安心・安全な地域医療の確保に向けて、地域医療を支える医師の確保と計画的な育成及び配置がなされるよう、実効性のある対策を講じること。

3 生活環境の整備促進について

生活環境の整備促進を図るため、下記の事項について措置されるよう要望する。

記

- 1 目撃情報や騒音被害が相次ぐ米軍の低空飛行訓練に対する住民の不安や動揺を取り除くため、次の事項について積極的な措置を講じること。
 - (1) 住民の平穏な生活を守るため、騒音の実態を積極的に情報収集すること。
 - (2) 騒音測定器の設置や防音対策の財政措置を講じるよう国に働きかけること。

- 2 水道施設の耐震化等を推進するため、生活基盤施設耐震化等交付金の水道管路緊急改善事業における対象範囲を拡充するよう、国に働きかけること。

4 教育行政の充実強化について

教育行政の充実強化を図るため、下記の事項について措置されるよう要望する。

記

- 1 社会の変化や要請に対応し、特色ある学校づくりを進め、きめ細かで長期的展望に立った生徒指導や個に応じた学習指導の工夫改善を目的とする教員の加配措置の充実を図るとともに、新たな「公立義務教育諸学校の教職員定数改善計画」の実行を国に対して働きかけること。
- 2 私立学校への運営費の助成制度について、保護者の負担の軽減と教育条件の整備向上のため、制度の拡充を図ること。

5 道路等の整備促進について

道路等の整備促進を図るため、下記の事項について措置されるよう要望する。

記

- 1 交通安全の推進や交通事故の未然防止、交差点における渋滞緩和のために必要な信号機を設置すること。
また、歩車分離式信号機の設置、視覚障害者用信号機や高齢者等感応式信号機など、信号機の高度化を推進すること。
- 2 島嶼部の生活基盤である農道橋や広域農道上にあるトンネルなどの農業用施設が、恒常的にその機能を果たすための保全計画策定、改修工事の実施等、施設の長寿命化を図るための事業を強力に推進すること。
- 3 広島県内の市町は、広島県建設事業負担金を広島県建設事業負担金条例(昭和36年条例第12号)に基づき事業種別毎の負担割合により負担しているが、地方財政法第27条第2項の趣旨及び行政実例(昭和31年10月22日自庁行発第106号)を踏まえ、毎年度市町の意見を聞いたうえで、事業種別毎に市町の負担額を議決するよう見直しを図ること。

6 防災対策の推進について

防災対策の推進を図るため、下記の事項について措置されるよう要望する。

記

1 砂防事業の推進を図るため、未整備地区に係る砂防堰堤整備を積極的に進めること。

また、急傾斜地崩壊対策事業の積極的な推進を図るため、県施行事業において更なる事業の推進を図られるとともに、市施行事業において予算の増額を図ること。

2 山地災害から住民の生命及び財産を保護するとともに、森林を保全して豊かな水源のかん養、生活環境の保全・形成などを行うため、治山事業について財政措置の拡充を図り、早期に事業を推進すること。

3 海岸保全施設整備事業等の高潮対策事業を積極的に推進すること。

4 浸水被害を防ぐ河川整備事業を推進すること。

5 ため池の耐震診断の結果を踏まえ、県施行の耐震対策事業において、積極的かつ早急に耐震整備を推進すること。

6 平成 26 年の豪雨災害及び土砂災害防止法の改正を踏まえ、県が設定した目標を達成するよう、基礎調査及び警戒区域及び特別警戒区域の指定を着実に実施すること。

- 7 地域防災力の向上を図るため、地域の防災リーダー（防災士等）の養成、育成及び活動への支援を拡充すること。
- 8 防災関係業務に関する県との更なる連携強化を図るため、次の事項について積極的に取り組むこと。
 - (1) 防災対策をより効果的に進めるため、県内関係部署間の連携や県と県内市町間の情報共有及び連携が一層図れるよう、各種照会業務など重複する事務や避難体制に影響する業務について、市町への照会や協議の前に、県庁内部で整理・調整すること。
 - (2) 災害が発生した際には、県と市町が一体となって災害対応に当たれるよう、連携を強化すること。

7 地域産業・経済の振興について

地域産業・経済の振興を図るため、下記の事項について措置されるよう要望する。

記

農地中間管理事業における機構集積協力金の予算配分については、農地の出し手である個人に対する協力金ではなく、地域に対する協力金である「地域集積協力金」を優先すること。

一般要望事項（広島県町村会）

- 1 地方分権改革の推進・町財政基盤の強化について…………… 12
- 2 保健福祉行政の充実強化について…………… 13
- 3 生活環境の整備促進について…………… 16
- 4 教育行政の充実強化について…………… 18
- 5 道路等の整備促進について…………… 20
- 6 防災・減災対策の推進について…………… 22
- 7 地域産業等の振興について…………… 24
- 8 観光振興施策の推進について…………… 26

1 地方分権改革の推進・町財政基盤の強化について

地方分権改革の推進及び町財政基盤の強化を図るため、下記の事項について積極的に取り組むこと。

記

- 1 福祉事務所の事務権限移譲に伴う財源措置については、特別交付税による措置となっているが、より安定的な財源として、市と同様に普通交付税による措置とするよう引き続き強く国に働きかけること。
- 2 住民の相談内容が多様化する中で、今後とも法律無料相談等の消費生活相談体制を安定的に確保するため、地方消費者行政推進交付金の活用期間を撤廃し、財政支援を継続するよう国に強く働きかけること。
- 3 地方創生交付金事業に係る国の支援対象について、町の実状を踏まえ、地方版総合戦略に基づいた目標達成のため柔軟に活用できるよう自由度の高い交付金制度となるよう国に働きかけること。
- 4 固定資産税の現況確認、防災対策、農地利用、都市計画など多くの事務事業に応用できる県内全域の航空写真撮影を、県の主導により市町と共同で行うことで、費用の削減を図ると共に、多種業務に活用できる仕組みを整備すること。

2 保健福祉行政の充実強化について

地域住民の保健・福祉の増進を図るため、下記の事項について積極的かつ適切な措置を講じること。

記

- 1 安心して子どもを産み育てることができる環境を整備するため、次の事項について子育て支援策を強化すること。
 - (1) 乳幼児医療費助成制度については、県による補助対象基準を上回る助成を市町が独自に行っている実態に鑑み、地域間の格差を是正するために県の乳幼児医療費助成の対象年齢を引き上げること。
また、全ての子どもを対象とした医療費助成制度を早急に創設するよう国に対し強く要望すること。
 - (2) 特定不妊治療の助成について、国の制度に上乘せの助成を行うなど、さらなる拡充を図るとともに、一般不妊治療及び不育症治療に係る費用についても、助成の対象とすること。
 - (3) 産後の母体の順調な回復と異常の早期発見を図り、安心して子どもを産み育てられる環境を整備するため、産婦健康診査の公費負担について、恒久的な制度を創設するよう国に強く働きかけること。
 - (4) 子どもの予防接種事業を拡充し感染症予防を効果的に実施するため、季節性インフルエンザワクチン及びロタウイルスワクチン、おたふくかぜワクチンについて、予防接種法に基づく定期予防接種の対象とするよう国に働きかけること。
- 2 医師不足が深刻な中山間地域の医療体制を確保するため、救急勤務医、専門外来の医師、看護師などの医療スタッフの確保等について、財政支援などの積極的な措置を講じるなど、引き続き支援を行うこと。

- 3 「医療・介護サービスの提供体制改革のための新たな財政支援制度」においては、中山間地域の地域医療において重要な役割を担っている自治体病院の実情に配慮した事業の採択を行うこと。
- 4 胃がん検診における胃内視鏡検査の導入については、様々な課題があり、またその内容も高度であることから、町単独での解決は困難であるため、県において統一した基準を策定すること。
- 5 介護保険制度の安定的かつ円滑な運営を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう国に対して働きかけること。
 - (1) 公費負担割合の引き上げ、保険料・利用料の抑制を図るとともに、制度の地域間格差が生じることのないよう介護保険制度の見直しを行うこと。
 - (2) 介護保険料の確実な徴収を実施するため、介護保険料を国民健康保険と同様に税方式も導入できるよう国に働きかけること。
 - (3) 低所得者が十分な介護保険サービスを利用できるようにするため、認知症高齢者グループホームや特別養護老人ホームにおけるユニット型個室にかかる居住費の利用者負担については、補足給付費等の更なる軽減措置を講じるよう引き続き国に働きかけること。
 - (4) 介護体制を確保するため、特に慢性的な人材不足が続く中山間地域における介護人材の確保及び処遇改善について、積極的な措置を講じること。
- 6 精神障害者についても重度心身障害者医療費公費負担事業の対象者に加えるよう、引き続き国に働きかけること。
- 7 地方自治体が実施する乳幼児、重度心身障害者、ひとり親家庭等に対する医療費助成について、現物給付方式に対する国民健康保険の国庫負担金減額措置を廃止するよう引き続き国に働きかけること。

- 8 生活困窮者支援制度に基づく「自立相談支援事業」や「就労準備支援事業」等の実施については、県主導のもと、広域的な取組みが出来るよう支援を行うこと。
- 9 国民健康保険制度の安定的な財政運営を目的に決定された平成29年度からの毎年約3,400億円の財政支援の拡充は、国民健康保険の都道府県単位化を円滑に進めるため、消費税増税の再延期に関わらず、国の責任において必ず措置されるよう、国に強く働きかけること。
- 10 老人保健事業推進費等補助金（原爆分）については、被爆者を多く抱える自治体に対して十分な財政措置を講じるよう引き続き国に働きかけること。

3 生活環境の整備促進について

地域住民にとって真に快適で安全な生活環境づくりを促進するため、下記の事項について積極的かつ適切な措置を講じること。

記

- 1 空き家全般にわたる利活用をより推進するため、次の事項について積極的な措置を講ずること。
 - (1) 住宅用地の固定資産税特例措置については、空き家と認定された段階で特例措置を解除できるように、法律による統一的な認定・運用基準の整備を行うよう国に働きかけること。
 - (2) 空き家の改修等利活用を推進するため、県において独自の補助制度を創設するなど財政支援を行うこと。
- 2 河川の有する多面的機能を十分に発揮できるよう、一級河川太田川（国管理）及び中小河川（県管理）の樹木並びに草木の撤去及び河床浚渫等により環境改善を図ること。
- 3 中山間地域の交通体系を確保維持するため、県が実施する市町生活交通支援事業については高齢化率を要件に加えて補助率を上げるなど、財政措置を拡充すること。
- 4 インフラ老朽化対策の一環である橋梁の点検を推進するため、防災・安全交付金の予算枠を拡大するなど、より一層の財政措置の拡充を図るよう国に働きかけること。
- 5 日常生活航路は、離島で生活する人々にとって欠くことのできないものであり、特に腎臓透析患者にとってはまさに生命線であるため、同航路の安定的維持・確保のため、補助制度等の拡大や新たな

支援制度の創設など、積極的な措置を講じるとともに、国に対しても強く働きかけること。

- 6 犯罪被害者等の支援については、「犯罪被害者等基本法（平成 16 年 12 月制定）」で、市町村においても県と連携・協力して実施することが求められている。

このため、県内各市町が県と連携・協力して支援施策を推進できるよう、県においては犯罪被害者等条例の制定など積極的に対応すること。

4 教育行政の充実強化について

将来を担う子どもたちを心豊かにたくましく育成するため、下記の事項について適切な措置を講じること。

記

- 1 幼児教育の推進のため、幼稚園就園奨励事業の推進と継続的な運用を図る必要があることから、幼稚園就園奨励費補助金について、補助率3分の1により確実に交付するよう、国に強く働きかけること。

- 2 公立小・中・高等学校において、子ども一人ひとりに応じたきめ細やかな教育が適宜適切に実施できるよう、次の事項について積極的な措置を講じること。
 - (1) 小学校における35人学級の編制を、3年生まで拡充すること。
また、中山間地域では少子化が顕著に進行しているため、複式学級の小学校が今後も増加する見込みとなっていることから、1学級の児童数基準を緩和すること。
 - (2) 司書教諭の多くは学級担任等が兼任し負担が増加する中、司書教諭としての役割が十分果たせていないため、専任の司書教諭を配置すること。
また、学校司書について、配置基準の緩和を含めて地方財政措置を拡充するよう国に強く働きかけること。

- 3 人口減少が著しい中山間地域の人材育成は、非常に重要な意味を持っているため、小規模ながらも過疎地域の将来に大きく影響する県立高等学校がこれからも存続できるよう柔軟に対応すること。
また、生徒の全国公募にあたっては、生徒の受け入れ体制を整備するほか、クラブ活動活性化のための教師配置や生徒の寄宿舎整備

など教育内容・教育環境の充実を図ること。

- 4 平成28年度が最終年度となる「山・海・島」体験活動“ひろしま
全県展開プロジェクト”の経費補助について、3泊4日の長期集団
宿泊活動の教育効果が高いことから、平成29年度以降も継続すると
ともに、取り組みが4年目以降を迎える小学校についても経費補助
の対象とすること。

5 道路等の整備促進について

均衡ある道路網の整備や社会基盤の整備を促進するとともに、安全・安心で暮らしやすい地域基盤を創造するため、下記の事項について強力に推進すること。

記

- 1 社会資本整備総合交付金をはじめとする道路整備に関連した交付金について、従来以上の予算を安定的に確保するよう国へ働きかけるとともに、県においても町が計画する、道路整備や、定住対策を目的とする住環境整備について、着実に事業が実施できるよう配慮すること。
- 2 地域課題の解決のため、地域が真に必要としている道路整備を遅らせることのないよう次の事項について特段の措置を講じること。
 - (1) 地域高規格道路及び主要な国県道の整備を着実に実施することにより、地域間の広域的ネットワークの形成を図ると共に、通行利便性の向上、慢性的な渋滞緩和、歩道設置による安全な通学路の整備や、災害時の避難路の確保など、住民生活に密着した道路整備、改良を促進すること。
 - (2) 地域高規格道路の一部開通による、大型車両等の交通量の増加に伴う周辺地域への騒音・振動対策を適切に講じること。
- 3 農業農村振興のため、計画に基づく広域農道を着実に整備すること。
- 4 市街地域など、道路沿線の一体的な整備を促進するため、広島市東部地区連続立体交差事業について、示された計画の方向性に基づき早期事業実施すると共に関連事業に遅れが生じないように事業

の推進を図ること。

6 防災・減災対策の推進について

災害対策の充実と危機管理体制の強化を行い、安全・安心で災害に強いまちづくりを実現し、近年多く発生している未曾有の災害から住民の生命・財産、生活環境を守るため、下記の事項について防災・減災対策を総合的かつ強力に推進すること。

記

- 1 河川の氾濫による洪水災害を防止するため、周辺住民の生活環境・自然環境に十分配慮しつつ、河川整備計画に基づく河川・護岸改修を促進するとともに、計画的な浚渫等の維持管理を行うこと。

また、「ひろしま川づくり実施計画 2016」に基づきハード・ソフトの両面から防災・減災に取り組むこと。

- 2 海面上昇による異常潮位や台風による高波、高潮被害に備えるため、河川河口部や海岸における高波、高潮対策を促進すると共に建設海岸の海岸保全施設整備事業の早期事業化を図ること。

また、漁業活動の安全確保のため、引き続き広島港港湾計画に基づく防波堤建設事業を促進すること。

- 3 土砂災害から住民の生命・財産を守るため、砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業等のハード整備を促進すること。

また、土砂災害防止法に基づく基礎調査の早期完了、土砂災害警戒区域等の早期指定に対するソフト面からの対策を強化するとともに、「ひろしま砂防アクションプラン 2016」に基づく砂防事業を重点実施すること。

- 4 住宅等に隣接する山地崩壊による災害から、住民の生命・財産を保全するため、小規模崩壊地復旧事業費の増額を図り、要望箇所の

事業採択を促進すること。

- 5 広島中部台地農地開発事業（国営事業）により整備された洪水調整池が、経年により土砂の堆積が進行し洪水調整機能が低下している。防災のため機能回復を図る必要があり、国県による浚渫事業を創設すること。
- 6 防災減災対策を推進するため、優先的に公共施設等の耐震対策を実施してきたが、未だ耐震補強等が実施できていない施設もあるため、緊急防災・減災事業債を延長するよう国に強く働きかけること。

7 地域産業等の振興について

地域産業等の振興と地域経済の活性化を図るため、下記の事項について積極的な措置を講じること。

記

1 農業の果たす多面的機能を踏まえ、次の事項について農業振興対策を推進すること。

(1) 将来的に担い手への農地集積による農業の大型経営を進めていくためには、現在、小規模農家が耕作している農地を適切に維持管理していくことが必要である。

現行の国・県の支援事業では、小規模農家の暗渠排水対策及び水路整備等は採択要件を満たすことが困難であるため、支援事業の採択要件緩和を図るよう国に働きかけるとともに、県においても新しい支援事業を創設すること。

(2) やる気のある新規就農者の経営の早期安定を図るため、就農初期段階の所得確保や機械・施設等導入時のイニシャルコスト低減など新規就農者に対する支援が継続できるよう、安定的な予算を確保すること。

2 森林資源を循環的に利用し県産材の安定供給と木材利用を推進するため、次の事項について積極的な措置を講じること。

(1) 木材価格が低迷する中で、県産スギ・ヒノキの素材生産量の目標達成に必要な間伐から皆伐へのシフトと皆伐後の再造林が推進できるよう助成すること。

(2) 平成28年度で最終年を迎える「ひろしまの森づくり事業」について、平成29年度以降も事業を継続すること。

(3) 山林の間伐等の集約化のための森林境界明確化事業が確実に実施できるよう、予算枠を拡大するなど財政措置の拡充を図るよう

国に働きかけること。

- 3 鳥獣被害が深刻な問題となっていることから、補助事業を拡充するなど継続的に支援するとともに、現状では銃による有効な駆除対策が行えない場合、効果的な駆除方法を積極的に検討すること。
- 4 森林の有する公益的機能を維持し、保全を図るため、松くい虫防除対策等関連施策を充実するとともに、安定的に予算を確保すること。

8 観光振興施策の推進について

魅力と活力ある地域をつくるには、各地の特性や資源を生かした観光振興が重要であることから、下記の事項について適切な措置を講じること。

記

- 1 海水浴場の年間を通じた有効活用及び賑わい創出を促進するため、各種イベントの開催や積極的なPR活動を推進するとともに、安全性及びアクセス性の向上を目的とした横断歩道橋の設置など安全・安心に利用できる施設整備を促進すること。
- 2 国定公園の観光客受入体制を改善するため、トイレの水洗・洋式化改修を推進するほか、近年増加している外国人客に対応するため、多言語案内標識を設置すること。
- 3 中国横断自動車道尾道松江線の全線開通による利用客の増加などに対応するため、一部未整備となっている県営公園の整備を促進すること。